

短期入所サービス

重要事項説明書

社会福祉法人

京都聴覚言語障害者福祉協会
障害者支援施設

いこいの村・栗の木寮

「短期入所サービス」重要事項説明書

当事業所（施設）は下記の指定を受けています。

指定短期入所生活事業所

京都府 第2611800257号

当事業所（施設）は契約者（利用者）に対して短期入所サービスを提供します。事業所（施設）の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当事業所（施設）の利用は、原則として居宅受給者証を有するすべての利用者が対象となります。

目 次

1	事業者	2
2	事業所の概要	2
3	居室の概要	3
4	職員の配置状況	3
5	当施設が提供するサービスと利用料金	4
6	利用の中止、変更	7
7	利用料金のお支払い方法	7
8	施設利用の留意事項	7
9	事故発生時の対応について	8
10	相談・苦情の受付について	8

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
(2) 法人所在地 京都府城陽市寺田林ノ口 11 番 64
(3) 電話番号 0774-30-9000
FAX 0774-55-7708
(4) 代表者氏名 理事長 高 田 英 一
(5) 設立年月 1978年(昭和53年)6月28日

2 事業所の概要

- (1) 施設の種類 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(通称・障害者総合支援法)(平成17年法律第123号)に基づき、
指定短期入所生活事業所 2015年(平成27年)4月1日指定
京都府 第2611800257号
- (2) 事業所(施設)の目的 短期入所サービスは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に従い、契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者(利用者)に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 いこいの村・栗の木寮
- (4) 事業所の所在地 京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
- (5) 電話番号 0773-46-0102
FAX 0773-46-0903
- (6) 管理者(施設長) 氏 名 内川 大輔
- (7) 当施設の運営方針(基本理念・サービスの質向上のための方針)
- ①完全参加と平等を施設運営と地域社会に生かします
 - ②障害者の社会的自立を目指します
 - ③労働を通じて人格の豊かな発達を目指します。
 - ④いきいきとした暮らしの実現を目指します
 - ⑤地域と手をつなぎ明るい社会の実現を目指します
 - ⑥京都市聴覚言語障害センターと連携して京都府内の聴覚言語障害者福祉の向上に寄与します
- (8) 開設年月 2015年(平成27年)4月 1日
- (9) 営業日及び営業時間
- | | |
|------|----------------------|
| 営業日 | 年中無休 |
| 受付時間 | 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00 |
- (10) 利用定員 2人
- (11) 主たる対象者 身体障害者とします。

3 居室の概要

- (1) 居室等の概要

当事業所（施設）では以下の居室・設備を用意しています。

居室・設備の種類(室)	居室(個室)	食堂	作業場	トイレ	浴室	洗面所	医務室	備考
	36	2	3棟	16	4	16	1	

*上記は、厚生省が定める基準により、指定障害者支援施設事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

4 職員の配置状況

当事業所（施設）では、契約者（利用者）に対して短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> * 職員の配置については、以下の通りです

職 種	基 準
1 管理者（施設長）	1名
2 サービス管理責任者	1名
3 医師	必要な数
3 生活支援員	1名以上
4 看護職員	1名以上
5 栄養士	1名
6 事務員	定めなし
7 調理員	定めなし

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
生活支援員	日中 2～4名 夜間 2名

* 土日は上記と異なります

5 当事業所（施設）が提供するサービスと利用料金

当事業所（施設）では、契約者(利用者)に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護給付費が支給されます。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、契約者(利用者)本人及び扶養義務者の負担能力に応じて市町村が定めた額を事業所（施設）にお支払いいただきます。

*介護給付費対象サービス全体の利用者負担額は市町村が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所（施設）への月々の利用者負担額は変わることがあります。

なお、介護給付費対象サービスの場合でも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む）については、一旦全額を事業所（施設）にお支払いいただきます。本事業所

(施設)が代理受領した介護給付費額については、契約者(利用者)にその都度通知します。

<サービスの概要>

ア 食事

- ・当事業所(施設)では、栄養士の立てる献立により、栄養並びに契約者(利用者)の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・おかゆ、おにぎり、刻み食、ミキサー食、病気による治療食は身体状況に合わせて提供します。

(食事時間)

朝食 7:30～ 8:30

昼食 12:00～13:00

夕食 18:00～19:00

(食事場所)

食堂または居室、いずれかで食事をとっていただくことができます。

イ 入浴

当施設では毎日入浴していただけます。

入浴時間 17:00～21:00(原則)

ウ 介護

- ・支援計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助
オムツ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添 等

エ 健康管理

- ・医師や看護職員による、日常の健康管理や健康相談を受けることができます。

オ 自立への支援

- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・適切な生活リズムに配慮した援助を行います。

キ 生活行事・余暇活動

- ・契約者(利用者)の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。

<例> お月見会 クリスマス会 節分豆まき 旅行 施設の祭りなど

(2) 利用者(契約者)またはその扶養義務者から市町村が定める基準に基づく利用者負担額のお支払い

<サービス利用料金(1日あたり)> 別紙1 参照

ア その他の加算

(ア) 重度障害者支援加算 50円

障害程度区分が区分6に該当し、意思疎通に著しい困難を有する者に対して短期入所サービスを提供した場合に算定します。

(3) 介護給付費の給付対象とならないサービスは契約者(利用者)の負担となります。

(別紙参照)

6 利用の中止、変更

利用予定期間の前に、契約者(利用者)の都合により、短期入所サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

7 利用料金のお支払い方法

利用料金・費用はサービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額を下記のいずれかでお支払い下さい。

- (1) 金融機関口座からの自動引き落とし
- (2) 金融機関指定口座への振り込み
- (3) 窓口での現金支払

8 事業所(施設)利用の留意事項

当事業所(施設)のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するために、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み可能な範囲

入所にあたり、特に物品の制限は設けていませんので、これまで使い慣れた生活用品を居室スペースの範囲で持ち込むことは可能です。

(2) 面会

面会時間 8:30~20:00

* 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

* なお、来訪された場合、面会名簿にご記入ください。

(3) 外出

外出される場合は、事前にお申し出ください。

9 事故発生時の対応について

(1) 契約者(利用者)に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村等、契約者(利用者)の家族等、担当医あるいは協力医療機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、必要な賠償等を行うものとします。

(2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに管理者(施設長)に報告します。

10 相談・苦情の受付について

(1) 当施設における相談・苦情の受付

○相談・苦情受付担当者

(職名) 課長 前川 ケイコ・山内 壮

○第三者委員 志藤 修史(当法人 監事)

○相談・苦情受付責任者

(職名) 施設長 吉田 航

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8:30～17:00

(2) その他の苦情受付機関

京都府社会福祉サービス運営適正化委員会

〒604-0874

京都市中京区竹屋町烏丸東入ル 京都府立社会福祉総合会館(ハートピア京都)

5階 京都府社会福祉協議会内

(3) 第三者評価の実施状況

直近の実施年月日 令和元年 10月 19日

実施した評価機関の名称 一般社団法人 京都ボランティア協会

評価結果においては、京都介護・福祉サービス第三者評価サイトにて結果を公表

付則

この重要事項説明書は、2023年(令和5年) 4月 1日から施行する

年 月 日

短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業者>

所在地 京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地

名称 いこいの村・栗の木寮

説明者職名・氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所サービスの提供開始に同意しました。あわせて費用の支払いに関しても書面通りに支払う事を同意いたします。

<契約者> (利用者)

住所

氏名 印

<連帯保証人>

住所

氏名 印